

平塚市立小中学校照明設備 LED 化 ESCO 事業に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 月

平塚市教育委員会
教育総務部教育施設課

目次

1	募集の趣旨	4
2	事業の概要	4
	(1) 事業名称	4
	(2) 契約方式	4
	(3) 事業対象施設	4
	(4) 事業対象照明器具の数量及び種類	4
	(5) 契約期間	4
	(6) 提案上限額	4
	(7) 事業内容	5
	(8) 担当部署	5
	(9) 事業全体スケジュール(予定)	6
3	応募条件	6
	(1) 応募者	6
	(2) 応募者の役割	6
	(3) 応募者の資格要件	7
	(4) 応募に関する留意事項	8
4	参加表明	9
	(1) 実施要領等の公表	9
	(2) 参加表明書及び資格確認書類の提出	9
5	提案要請書を交付された応募者	10
	(1) 配布資料	10
	(2) 現場調査	10
	(3) 質問に関する事項	10
6	ESCO 事業提案書	11
	(1) ESCO 事業提案に係る提示条件	11
	(2) ESCO 事業提案書の提出	11
	(3) 提出書類一覧	11
	(4) ESCO 事業提案書作成要領	12
	(5) 参加を辞退する場合	13
7	審査に関すること	14
	(1) 審査	14
	(2) 審査の流れ	14
	(3) 審査結果の通知・公表など	14
	(4) 失格	15

8	契約に関すること	15
(1)	契約の締結	15
(2)	契約の概要	15
9	機器仕様に関すること	15
(1)	基本事項	15
(2)	器具仕様	16
(3)	その他	16
10	施工に関すること	16
(1)	全体的事項	16
(2)	施工準備	16
(3)	施工	16
(4)	作業完了	17
(5)	その他	18
11	事業実施に関すること	18
(1)	誠実な業務遂行義務	18
(2)	契約期間中の事業者と本市の関わり	18
(3)	本市と事業者との責任分担	18
	別表1 事業対象施設	19
	別表2 評価基準表	20
	別表3 予想されるリスクと責任分担	21

1 募集の趣旨

平塚市立小中学校照明設備 LED 化 ESCO 事業（以下「本事業」という。）は、平塚市（以下「本市」という。）の市立小中学校施設における照明器具のうち、LED 化未実施の照明器具を ESCO（Energy Service Company）事業により LED 化することで、教育環境の改善・向上を図るとともに、省エネルギー化による電力使用量及び二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

本要領は、民間事業者のノウハウを活用した設計・施工等に関する一括提案（以下「ESCO 提案」という。）の公募を行い、最も優れていると考えられる ESCO 提案者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するにあたり、本事業の概要、本事業への応募条件及び優先交渉権者の選定方法等について定めている。

優先交渉権者は、本市とギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）に基づいた ESCO 事業の契約締結に向けて協議を行い、本市と合意に至った場合は契約事業者（以下「事業者」という。）として本市と契約（以下「ESCO 契約」という。）を締結し、本事業を実施する。

優先交渉権者

ESCO 提案の応募者総数が 1 者であった場合も、本実施要領内の「優先交渉権者」とし、次点交渉権者はないものとします。

2 事業の概要

（1）事業名称

平塚市立小中学校照明設備 LED 化 ESCO 事業

（2）契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

（3）事業対象施設

市内小中学校 24 校（別表 1 のとおり）

（4）事業対象照明器具の数量及び種類

数量：12,249 台

種類：直管形蛍光灯（直付け、埋込など）、ダウンライト、高天井照明等（以下「ESCO 設備」という。）

対象外：誘導灯、非常灯（設置なし）

なお、提示している数量・種類は提案及び審査用であり、最終的な数量・種類は現地調査及び詳細設計を基に作成された実施計画書を本市が承認することにより決定。

（5）契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

サービス料の支払い期間（以下「ESCO サービス期間」という。）は 3 年間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）

（6）提案上限額

343,200,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）各年度の上限額は、以下のとおりとする。

令和6年度： 0円
令和7年度：339,900,000円（現地調査及び詳細設計、施工に係る一切の業務）
令和8年度： 1,100,000円（効果検証、設備の維持管理に係る業務）
令和9年度： 1,100,000円（同上）
令和10年度： 1,100,000円（同上）
計：343,200,000円

提案上限額は、本事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

（7） 事業内容

事業者は本市と結ぶESCO契約に基づき、自らが行った提案を基に下記を実施する。

- ア 事業対象施設の現地調査及び詳細設計
- イ 設置に係る計画・施工及び監理
- ウ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務
- エ 既設設備の撤去、リサイクル並びに産廃処分
- オ 省エネルギー量の算出¹、サービス料支払い期間中の効果検証・削減保証
- カ 実施計画書（施工内容、施工数量、エネルギー削減量、維持管理計画等を記載したもの）の作成
- キ ESCO設備の維持管理・保証
- ク その他事業を行う上で必要とする業務²

1 エネルギー削減量の算出方法は、室ごとに本市が設定する想定年間使用時間と事業者が提案した当該照明器具の仕様に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて実施する。

2 クは事業者、本市協議の上双方合意のもと実施すること。

（8） 担当部署

〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号

平塚市教育委員会教育総務部教育施設課

TEL：0463-23-1111（内線3517）

FAX：0463-36-7555

メールアドレス：k-shiset@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(9) 事業全体スケジュール(予定)

本事業は、次の日程で行うことを予定している。

項目	日程
実施要領等の公表(市HPに掲載)	令和 7年 1月 6日(月)
参加表明書等の提出期限	令和 7年 1月20日(月)
参加資格確認結果・提案要請書の通知	令和 7年 1月21日(火)
現場調査	令和 7年 1月22日(水)から 7年 2月28日(金)
質問書の受付	令和 7年 1月29日(水)から 7年 2月 5日(水)
質問書に対する回答(市HPに掲載)	令和 7年 2月12日(水)
ESCO 事業提案書の提出期限	令和 7年 3月 3日(月)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 7年 3月12日(水)
優先交渉権者及び次点交渉権者の選出、結果通知	令和 7年 3月14日(金)
詳細協議、ESCO 契約の締結期限	令和 7年 3月 下旬
ESCO 設備の施工	令和 7年 4月 1日から 8年 2月 下旬
ESCO サービス開始	令和 8年 4月 1日
ESCO 設備の維持管理等	令和 8年 4月 1日から 11年 3月31日

3 応募条件

(1) 応募者

- ア 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同)とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表の1社を選定すること。
- ウ 参加表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ ESCO 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、本市と協議したうえで合意を得ること。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。
なお、一つの構成員が複数の役割を担うことができるものとする。

(ア) 事業役割

本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業全体を総括し、事業遂行の責を負う。

(イ) 設計役割

現地調査及び詳細設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。

(ウ) 施工役割

施工に関する業務を全て実施する。

(エ) その他役割

維持管理や効果検証などを実施する。

イ 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、本市との契約時に、適正な請負契約等を締結し、その契約内容について事前に本市の承諾を得なければならない。

ウ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を本市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業の代表者は、本市との対応窓口とする。

(3) 応募者の資格要件

ア 応募者の資格要件は次のとおり。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

(ア) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められているものであること。または、平塚市における令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていない者等はESCO事業提案書の提出時において、当該資格の登録が認められる又は認定を受けていなければならない。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。

(ウ) 公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。

(エ) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(オ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

(カ) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度上記アに規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(キ) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度上記アに規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

- (ク) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
 - (ケ) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
 - (コ) 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
 - (サ) 応募者はエネルギー削減量及び削減金額を提案することができる者であること。また、削減量が達成できない場合には、補償措置を講じることができる者であること。
 - (シ) 応募者は ESCO サービス期間中、設備の維持管理及び効果検証を行うことができ、かつ部品供給や代替照明器具の提供ができる者であること。
- イ 設計役割を担う構成員は、直近5年以内に国、地方公共団体の公共施設において、ESCO・リースによるLED化の調査、設計に係る役割を受託・履行した実績を有すること。
- ウ 施工役割を担う構成員は、次による。
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る建設業の許可を有していること。

(4) 応募に関する留意事項

- ア 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出書類は返却しない。また、提出書類は、個人情報のほか、平塚市情報公開条例（平成14年12月20日条例第24号）第5条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象とする。
- ウ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。ただし、本市はESCO提案の審査及びESCO契約執行のために必要な範囲で、提出書類の全部又は一部を使用又は複写できる。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属する。
- エ ESCO提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法律に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負う。
- オ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- カ 1 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- キ 1 応募者の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできない。
- ク 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。
- ケ 提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りでない。
提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とする。

- コ 応募者は、既設設備の撤去工事、ESCO 事業の設置工事並びに維持管理において、可能な限り平塚市内企業の活用に努めること。

4 参加表明

(1) 実施要領等の公表

ア 実施要領の配布

実施要領は、本市ホームページにて公表する。

イ 公表資料について

公表資料は、本要領のほか以下のとおり。

- (ア) 公告文
- (イ) 照明リスト
- (ウ) 小中学校施設台帳平面図
- (エ) 様式集

(2) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を提出すること。

ア 受付期間

令和7年1月6日(月)から1月20日(月)(午後5時必着)まで

持参の場合の受付時間は、平日 午前8時30分から午後5時まで

イ 提出方法

「エ 参加表明時提出書類一覧」の紙媒体を持参または郵送に加え、PDF ファイル等の電子データを作成し、それらを格納した CD-R 等も提出する。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとみなす。郵便事故等の本市及び応募者の責めに帰さない事由により未着となった場合も同様の扱いとする。

ウ 提出場所

「2(8)担当部署」へ提出すること。

エ 参加表明時提出書類一覧

提出書類の種類ごとにインデックスタブを付した仕切り紙を挟み、A4縦長紙ファイルにとじたものを1部提出すること。

符号	種類	様式等	備考
(ア)	参加表明書	第1号様式	
(イ)	グループ構成表	第2号様式	全構成員が記名、押印
(ウ)	各役割の責任者一覧表	第3号様式	
(エ)	建設業の許可証明書の写し	-	

オ 提出書類作成要領

(ア) 参加表明書(第1号様式)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成する。

(イ) グループ構成表(第2号様式、グループで参加の場合のみ)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、施工役割、その他役割)を明確にする。

(ウ) 各役割の責任者一覧表(第3号様式)

実務上の責任者の必要事項を記載する。また、保有資格の資格者証及び雇用状況を証するものの写しを添付する。

(エ) 建設業の許可証明書の写し

施工役割を担う構成員は、建設業法第3条に規定する電気工事に係る建設業許可証の写しを添付する。

カ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、令和7年1月21日(火)に、本市から応募者(代表者)に文書(電子メール)により通知する。

5 提案要請書を交付された応募者

(1) 配布資料

配布する資料(電子メール)は次のとおりとする。

(ア) 既設設計図面

(2) 現場調査

現場調査を希望する場合は、本市と事前調整し、承諾のうえ現場調査を実施することができる。

ア 現場調査期間

令和7年1月22日(水)から令和7年2月28日(金)

イ 内容

現場確認

ウ 質問方法

「5(3)質問に関する事項」による。

(3) 質問に関する事項

本事業に関する質問がある場合は、次による。

ア 質問方法

「2(9)担当部署」宛にメールにより質問書(第6号様式)を提出すること。

イ 受付期間

令和7年1月29日(水)から令和7年2月5日(水)午後5時まで

ウ 質問に係る留意事項

(ア) 電話及び口頭による質問は受け付けない。

- (イ) 電子メール送信時の件名は、「(質問)平塚市立小中学校照明設備 LED 化 ESCO 事業」とする。
- (ウ) 質問書未着の場合の責は応募者に帰属する。必ず担当部署に到着を確認すること。
- (エ) 選定方法に関する質問は受け付けない。

エ 回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、質問者を特定できる情報を除いたうえで、令和 7 年 2 月 12 日(水)に全ての提案要請書を交付された応募者に対して、電子メールで回答する。口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つ。

6 ESCO 事業提案書

(1) ESCO 事業提案に係る提示条件

提案要請書を交付された応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 事業提案提出書類を作成すること。

- ア 提案上限額の範囲内で、できる限り低廉な価格で実現すること。
- イ 総事業費は、提案する電力使用削減量に本市が指定する 1kWh あたりの単価(27円/kWh)を乗じ、さらに15年を乗じて算出する電気代総削減金額に修繕費等総削減金額を加えた金額を超えないこと。
- ウ 令和 8 年 2 月下旬までに試運転調整等を含む省エネルギー改修工事を完成させ、完了検査を終えること。また、室の状況等を踏まえ、最適な照明器具を導入すること。
- エ 確実な実施体制を構築し、「2(7)事業内容」に示す業務を確実に行うこと。

(2) ESCO 事業提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、次により ESCO 提案書を提出すること。

ア 受付期間

参加資格確認結果通知日から令和 7 年 3 月 3 日(月)(午後 5 時必着)まで
持参の場合の受付時間は、平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 提出方法

「(3)提出書類一覧」に示す書類の紙媒体に加え、電子データを CD-R 等に格納して、持参または郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとみなす。郵便事故等の本市及び応募者の責めに帰さない事由により未着となった場合も同様の扱いとする。

ウ 提出場所

「2(9)担当部署」へ提出すること。

(3) 提出書類一覧

符号	種類	様式等
	提案書提出届	第7号様式
	省エネルギー改修等事業実績一覧表	第8号様式
	電力使用削減量等総括表	第9号様式
	総事業費算出表	第10号様式
	照明リスト	-
	使用照明器具提案書	第11-1、2号様式
	工程管理、品質管理に関する留意点及び対策	第12号様式
	安全管理、緊急時対応に関する留意点及び対策	第13号様式
	維持管理等提案書	第14号様式

(4) ESCO 事業提案書作成要領

ア 一般事項

- (ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、原則横書きとする。
- (イ) すべて片面印刷とする。
- (ウ) 文字サイズは原則11ポイントとする。フォントはMS明朝体とする。
- (エ) 提案書提出届(第7号様式)により提出書類の構成を示したうえで、A4縦長ファイルにとじたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- (オ) 提出書類の種類ごとにインデックスタブを付した仕切り紙を挟み、A4縦長紙ファイルにとじたものを8部(正1部、副7部)提出すること。
- (カ) 第11-2、12~14号様式はA4版サイズで2枚までとする。

イ 提案書提出届(第7号様式)

グループの場合は、代表企業名により提出すること。

ウ 省エネルギー改修等事業実績一覧表(第8号様式)

代表企業のESCO事業(構成員でも可)又は照明設備LED化事業(1件あたり10,000台以上かつ3億円以上のLED化を実施するリース又は工事(元請けの場合に限る。))の事業実績がある場合、以下の項目を網羅した一覧表を提出すること。ただし、令和元年4月1日以降に契約を締結した事業を対象とする。

- (ア) 契約件名 : 契約書上の正確な名称を記載すること。
- (イ) 発注者 : 発注者名を記入すること。
- (ウ) 受注形態 : 単独又はグループの別を記入すること。
- (エ) 契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。

- (オ) 契約年月日：契約締結日を記入すること。
- (カ) 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。
- (キ) 事業概要：施設の主な用途、灯数、対象機器、規模面積、工事完了年月を記入すること。

エ 電力使用削減量等総括表（第9号様式）

電力使用削減量は「照明リスト」、工事等投資額等は（第10号様式）で算出した数値をそれぞれ対応する箇所に転記する。なお、着色されていないセルには、初期値又は数式が入っているため、変更しない。

オ 総事業費算出表（第10号様式）

「照明リスト」で算出した学校別の直接工事費を転記するとともに、黄色セルにその他経費等を記載し、総事業費を算出すること。

カ 照明リスト

本リストで、学校別の電力使用削減量、直接工事費を算出する。入力方法は、ファイル内の「作業要領」を確認のこと。

キ 使用照明器具提案書（第11-1号様式、第11-2号様式）

第11-1号様式には、「照明リスト」に記載した採用予定のLED照明器具の型番及び消費電力を記載した一覧表を作成する。また、これらを確認できる機器仕様図等を添付し、第11-2号様式には主な照明器具の選定理由や特徴等を記載する。なお、提案時はすべて器具交換とすること。

ク 工程管理、品質管理に関する留意点及び対策（第12号様式）

工事の実施において、工程管理・品質管理に関する留意点とその対策を記載する。

ケ 安全管理、緊急時対応に関する留意点及び対策（第13号様式）

工事の実施において、安全管理・緊急対応に関する留意点とその対策を記載する。

コ 維持管理等提案書（第14号様式）

ESCO設備の維持管理業務計画、ESCOサービス期間中の緊急対応、省エネルギー効果の計測・検証方法及びESCOサービス期間終了後も含めたESCO設備の信頼性等について、記載する。

(5) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに参加辞退届（第15号様式）を担当部署宛てに1部を持参又は郵送（必着）で提出すること（持参の場合は、事前に持参の旨を担当部署まで電話連絡し、郵送の場合は必ず到着確認をすること）。

7 審査に関すること

(1) 審査

市長が庁内に設置する「平塚市立小中学校照明設備 LED 化 ESCO 事業公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」が、「別表 2 評価基準表」に基づいて総合的に審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を各 1 者選定する。

(2) 審査の流れ

ESCO 提案者を対象に、下記のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日

令和 7 年 3 月 1 2 日(水) 時間は令和 7 年 3 月 1 1 日(火)までに通知予定

イ 場所

平塚市役所庁舎本館内

ウ 出席者数

各役割の責任者は必ず出席するものとし、責任者を含めて最大 8 人以内とする。

エ 時間構成等

- ・提案者からの説明時間として 20 分以内
- ・審査委員会からの質疑及び応答時間として 20 分以内
- ・プロジェクター及びスクリーン、配線(HDMI ケーブル等)は本市が準備する。PC 等、その他必要な機器は提案者が用意すること。

オ 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングの実施後、「別表 2 評価基準表」に基づいて審査委員会の各委員が ESCO 提案者ごとに評価を行い、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案を行った ESCO 提案者を優先交渉権者とする。また、次点の ESCO 提案者を次点交渉権者とする。

カ 結果通知予定日

令和 7 年 3 月 1 4 日(金)

(3) 審査結果の通知・公表など

ア 審査結果は、結果の如何に関わらず、参加表明書に記載された担当者あてに電子メールで通知する。

イ 優先交渉権者、次点交渉権者の決定については、本市ホームページで公表する。

ウ 評価点が同点の場合は、以下の順で順位付けを決定する。

- ・省エネルギー率が高い提案者
- ・事業費が低い提案者
- ・くじ引き(審査委員会の委員長立会いの下、代表企業が実施)

エ 審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

オ 選定されなかった理由の説明を求める場合は、結果通知日から 5 日以内に書面により照会することができる。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、該当することが分かった時点で審査を取りやめ、失格とする。

- ア 期限までに必要書類が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要領に示す要件を満たしていないと認められる場合

8 契約に関すること

(1) 契約の締結

本市と優先交渉権者との間で詳細協議が整った場合、契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わなかった場合、本市は次点交渉権者と協議を行う。

また、本事業に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きを行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

(2) 契約の概要

- ア 契約の締結時期 令和7年3月下旬(予定)
- イ 契約書は、遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー効果、事業費の支払方法等を定める。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

9 機器仕様に関すること

(1) 基本事項

- ア LED 照明器具等は、全て新品であること。
- イ LED 照明器具メーカーは、一般社団法人日本照明工業会の会員企業であり、かつ日本国内に本社があること。
- ウ ISO14001 及び ISO9001 を取得した工場で製造された製品であること。
- エ ランプ交換のみではなく、器具ごとの交換とする。ただし、現地調査を実施後、交換に適した器具が存在しないなど、合理的な理由がある場合は本市と協議を行い、合意をえること。
- オ 器具の入力電圧は既設と同一とし、供給側で電圧の変更は行わない。
- カ 電源内蔵型の器具を選定すること。
- キ 電気用品安全法に適合しているもの、また、LED 照明に関する日本産業規格(以下、「JIS 規格」という。)に適合するもの又は同等以上のものを選定すること。
- ク 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置をすること。
- ケ 器具の選定にあたっては、設置環境に耐えうる器具を選定すること。

(2) 器具仕様

- ア 光源寿命は、40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品とする。
- イ 色温度は、既存器具と同等を基本とする。
- ウ 教室及び管理諸室に使用する照明器具の平均演色評価数(Ra)は、80以上とする。

(3) その他

- ア ESCO サービス期間中は、学校環境衛生管理マニュアル及びJIS規格に規定する照度を下回らないよう、詳細設計において適切な照明器具を選定すること。
- イ 蛍光灯とLEDランプを取り違える可能性がないLED照明器具とすること。
- ウ LED化しても削減効果がない照明(既にLED化している器具等)は、本市との協議のうえ本事業の更新対象から除外することができる。

10 施工に関すること

(1) 全体的事項

- ア 業務の実施にあたっては、電気事業法、電気工事士法、建設業法等関係法令を遵守したうえで施工すること。また、本要領に定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(各最新版)に準拠する。
- イ 事業場所で、他の工事業者による別工事がある場合は、別工事の工事業者との調整に協力すること。
- ウ 設置期限は、令和8年2月下旬とする。

(2) 施工準備

- ア 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。なお、現地調査の実施にあたっては、事前に施設管理者の承諾を得ること。
- イ 作業日程は、土・日曜日、祝日、長期休業期間(春、夏、冬休み)を基本として、詳細は施設管理者を交えて協議し、決定する。
- ウ 搬出入経路、車両の駐車スペース、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の必要な場所の確保については、事前に施設管理者と協議のうえ、決定する。

(3) 施工

- ア 設置作業にあたっての安全管理については、労働安全衛生法等関連法令を遵守のうえ、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- イ 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- ウ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に本市及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

- エ 照明器具の取付方法については、各器具の標準仕様（取付説明書記載例等）による。また、取付けについては、既存アンカーボルト等の再使用も可能とする。ただし、その長さや位置等は、現地調査及び詳細設計の際に確認し、加工が必要な場合は取付金物等を事業者負担で用意すること。
- オ 天井や壁等に穴あけや切削等の加工が必要な場合、アスベスト含有みなし（レベル3相当）として関係法令を遵守のうえ適切に作業及び処分を行うこと。また、処分費用は本事業費に含まれる。
- カ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し必要な養生を行うとともに、作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- キ 設置作業後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。
- ク 設置後の照度測定は、施設ごとに少なくとも普通教室1箇所を実施し、その結果を書面で報告すること。なお、照度測定にあたっては、計量法による検定に合格した特定計量器を使用し、検定に合格していることを証する書類を添付すること。
- ケ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守のうえ、適切に処分すること。
- コ 作業中に事故が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、市に帰責事由がない限り、受注者の責任及び費用負担で、被害者対応及び現状復旧等を行うこと。
- サ 作業にあたって必要となる電気、水道等は、施設運営に支障のない範囲で現地施設のものを使用できる。
- シ 配線配管等は、既設のものを流用とする。ただし、著しい劣化等が見受けられる場合は、別途協議とする。
- ス 設置する照明器具は、落下することがないように取り付けるものとし、必要に応じて落下防止ワイヤー等の落下防止対策を行うこと。

（４） 作業完了

設置作業終了後、本市に以下の項目の書類及び電子データを提出すること。

- ア 絶縁抵抗測定（作業前・作業後、分電盤の分岐回路ごと）
- イ 照度測定結果
- ウ 作業前・作業後の工事写真
各室更新した器具の全体が写るように撮影
- エ 電灯配置図
- オ 照明器具姿図
- カ 分電盤回路図
回路を変更した場合等。
- キ 機器仕様書（施設ごとに1部）
- ク 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ケ 設置完成届

- コ 目的物引渡書
- サ その他、設置及び維持管理に必要な資料

(5) その他

- ア 設置した照明器具について、目的物引渡書の提出までは仮使用として使用する。しかし、設置から目的物引渡書の提出までに天災等の不可抗力が発生した場合は、原則設置している機器は引渡と同等とする。
- イ 設置した照明器具を、やむを得ない事情等により、取り外し又は再設置（設置場所の変更を含む）を行う場合、作業方法等について、事前に協議を行い、合意をえること。
- ウ 本事業の責任財産分界点は LED 照明器具と既設配線との接続点とし、設置に使用した天井材などのその他の部材は、市の財産になるものとする。
- エ 本要領は、本事業の概要を示すものであり、明記なき事項についても、本事業を履行するうえで当然必要と思われるものは本事業に含まれる。
- オ 本要領に疑義があるとき、もしくは定めのない事項については、市と事業者で協議して定める。

1.1 事業実施に関すること

(1) 誠実な業務遂行義務

- ア 事業者は、本要領、関係資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 契約期間中の事業者と本市の関わり

ESCO 事業は事業者の責により遂行され、本市は ESCO 契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うことができる。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「別表3 予想されるリスクと責任分担」による。応募者は負担すべきリスクを想定したうえで ESCO 提案を行う。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行う。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合における措置については、ESCO 契約書において定める

別表 1 事業対象施設

No.	学校名	住所	既設照明 想定台数 (台)	対象箇所延床面積 (㎡)		合計 (㎡)
				校舎	屋内運動場	
1	崇善小学校	平塚市浅間町 4 - 3	406	6,457.18	1,192.69	8,246.24
2	松原小学校	平塚市天沼 7 - 10	644	4,186.70	1,939.77	6,126.47
3	富士見小学校	平塚市中里 10 - 1	981	8,407.49	1,110.40	9,517.89
4	花水小学校	平塚市龍城ヶ丘 5 - 62	1252	11,728.39	1,282.41	13,375.84
5	旭小学校	平塚市河内 307	412	4,941.20	1,914.85	6,856.05
6	中原小学校	平塚市御殿 2 - 8 - 9	15	4,951.45	1,876.22	6,827.67
7	豊田小学校	平塚市豊田宮下 552	525	3,793.87	935.25	4,729.12
8	城島小学校	平塚市小鍋島 608 - 3	528	4,001.70	1,143.50	7,348.32
9	金田小学校	平塚市入野 514	650	5,076.25	912.81	5,989.06
10	吉沢小学校	平塚市上吉沢 465	815	5,332.09	1,441.49	6,773.58
11	南原小学校	平塚市南原 1 - 11 - 31	448	3,260.06	1,765.62	5,025.68
12	真土小学校	平塚市西真土 4 - 3 - 1	512	4,191.06	1,775.06	5,966.12
13	松が丘小学校	平塚市東中原 1 - 12 - 2	576	5,480.47	930.31	6,410.78
14	勝原小学校	平塚市高村 45	758	5,907.48	1,874.55	8,012.06
15	松延小学校	平塚市纏 226	20	5,400.62	1,000.20	6,400.82
小学校計			8,542	83,116.01	21,095.13	104,211.14
16	江陽中学校	平塚市浅間町 8 - 1	372	6,683.04	963.33	7,646.37
17	太洋中学校	平塚市高浜台 7 - 1	246	5,716.11	2,279.73	7,995.84
18	大野中学校	平塚市東中原 1 - 12 - 1	1057	7,408.23	2,044.70	9,452.93
19	神田中学校	平塚市田村 4 - 31 - 1	172	6,508.90	1,230.31	7,739.21
20	土沢中学校	平塚市土屋 2,244	115	4,635.44	664.80	5,300.24
21	金旭中学校	平塚市広川 12	379	7,602.42	1,223.37	8,825.79
22	中原中学校	平塚市御殿 4 - 5 - 1	674	5,298.11	1,104.00	6,402.11
23	山城中学校	平塚市高村 166	86	6,539.78	1,229.55	7,769.33
24	金目中学校	平塚市南金目 1,013 - 2	606	5,815.49	1,221.29	7,036.78
中学校計			3,707	56,207.52	11,961.08	68,168.60
合計			12,249	139,323.53	33,056.21	172,379.74

別表 2 評価基準表

評価項目		採点基準					配点	主な評価様式
事業 実 施 体 制 面	業務内容に関する説明や質問に対する 応答が明確であり、応募者の取組 意欲が感じられたか	10点 極めて強 く感じら れる	7点 強く感 じられ る	4点 感じら れる	1点 あまり 感じら れない	0点 感じら れない	10	
	代表企業の過去5年以内における ESCO 事業又は照明設備 LED 化事 業（1件当たり10,000台以上かつ3 億円以上のLED化を実施するリー ス又は工事（元請けの場合に限 る）の事業実績	ESCO 事業：1件当たり5点 照明設備 LED 化事業：1件当たり2点					15	第8号様式
	様式第3号グループ構成表に市内業 者が参画しているか。または、市内 業者への発注体制を構築してい るか。	15点 グループ に参加	7点 市内業 者への 発注体 制を構 築して いる	0点 市内業 者への 発注体 制を構 築して いない	/		15	第2号様式
環 境 面	省エネルギー効率が高いこと （対象施設全体の電気使用量に対す る削減割合）	最大値を15点 その他の得点を（最大値/当該値）×15で算出したう えて、小数点第2位を四捨五入して評価点を算出					15	第9号様式 第10号様式 照明リスト
財 政 面	ESCO サービス料の総額が低いこと	最低額を15点 その他の得点を（最低額/当該額）×15で算出したう えて、小数点第2位を四捨五入して評価点を算出					15	第9号様式 第10号様式 照明リスト
技 術 面	ESCO 設備に独自性、特殊なノウ ハウが有る	5点 極めて優 れている	3点 優れて いる	2点 適当	1点 やや不 足	0点 不足	5	第11-1号様式 第11-2号様式
	優れた品質管理を行い、期限まで 確実に工事を完了し、ESCO サー ビスの提供ができる優れた提案があ ること	5点 極めて優 れている	3点 優れて いる	2点 適当	1点 やや不 足	0点 不足	5	第12号様式
	安全管理、緊急時対応に関して具体 性、妥当性のある優れた提案があ ること	10点 極めて優 れている	7点 優れて いる	4点 適当	1点 やや不 足	0点 不足	10	第13号様式
	具体的な維持管理計画となってお り、契約終了後の対応について提案 があること	10点 極めてお おいに ある	7点 おおい にある	4点 ある	1点 やや不 足	0点 不足	10	第14号様式
合計						100	/	

別表3 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領等の本市作成資料の重大な誤り		
	効果保証の未達	E S C O提案が達成できない場合		
	安全性の確保	設計・改修・維持管理における安全性の確保		
	環境の保全	設計・改修・維持管理における環境の保全		
	制度の変更	消費税の変更		
		消費税以外の税で、法令上又は制度上その税の負担者が本市となるべき税の新設		
		消費税以外の税で、法令上又は制度上その税の負担者が事業者となるべき税の新設		
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの		
		周辺住民の反対等による事業の中止・延期		
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		
		本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの		
事業者の事業放棄、破綻によるもの				
不可抗力	天災等の不可抗力による設計変更・中止・延期			
物価の変動	事業遂行に対して影響のある急激なインフレ・デフレ			
機器の調達	事業者の責によらない、製造者及びその周辺環境により機器費が著しく上昇した場合、また機器の調達に必要な日数が増大した場合			
計画	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
設計	応募コスト	応募コストの負担		
	資金調達	必要な資金の確保		
		予定した補助金等が獲得できない場合		
建設段階	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償義務		
	用地の確保	対象施設敷地内の必要用地の確保		
	許認可の取得等	道路使用許可等の各種法令に基づき必要な許可申請手続		

建設段階	立入許可	市有施設や市有地への立入許可		
		民間施設や民有地への立入許可		
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	工事遅延・未完工	工事に必要な工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大		
		事業者の判断の不備によるもの		
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
一時的損害	引き渡し前に改修目的物に生じた損害			
	引き渡し前に改修に起因し施設に生じた損害			
支払関係	金利の変動	金利の変動		
	税率の変更	消費税率の変更		
	支払遅延・不能	本市の責による支払の遅延・不能		
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		
	省エネルギー保証行為の不履行			

維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更		
		事業者が必要と考える計画変更		
	立入許可	合理的な理由なく必要な施設への立入許可がない場合の事業未遂行		
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		
	E S C O設備の損傷	本市の故意・過失又は本市の施設によるE S C O設備の損傷		
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は、E S C O設備の通常使用に起因する本市の施設・設備の損傷		
		不可抗力以外のその他の原因による本市の施設・設備の損傷		
契約不適合	E S C O設備に関する契約不適合責任			

	不可抗力	天災等の不可抗力による本市の施設の損傷		
		天災等の不可抗力によるE S C O設備等の損傷		
計測 検 証	設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		
		計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能		
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動		
	エネルギーベースラインの調整	本市都合による機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更		
上記以外の変動要因の場合				
保証 関 連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		

本市と事業者の双方に が入っている項目は、協議によりリスク負担割合を決定するものとする。